

## 認定申請に併せて建築基準法への適合審査を申し出る場合

1. 認定審査手数料のほかに、建築基準法への適合審査を申し出た建築物の「床面積の合計」に応じた額(表1)を手数料とする。

表1 建築基準関係規定審査手数料

床面積の合計		建築基準関係規定審査手数料
～	30 m <sup>2</sup> 以下	9,000 円
30 m <sup>2</sup> 超	～ 100 m <sup>2</sup> 以下	15,000 円
100 m <sup>2</sup> 超	～ 200 m <sup>2</sup> 以下	23,000 円
200 m <sup>2</sup> 超	～ 500 m <sup>2</sup> 以下	37,000 円
500 m <sup>2</sup> 超	～ 1,000 m <sup>2</sup> 以下	66,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超	～ 2,000 m <sup>2</sup> 以下	94,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超	～ 10,000 m <sup>2</sup> 以下	190,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超	～ 50,000 m <sup>2</sup> 以下	310,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超	～	560,000 円

2. 構造計算の適用性審査を要する場合には、さらに「大臣認定プログラムの使用の有無」に応じた額(表2)を手数料とする。

表2 構造計算の適合性審査手数料

区分	床面積の合計	構造計算の適合性審査手数料
大臣認定プログラムによる計算	～ 1,000 m <sup>2</sup> 以下	118,560 円
	1,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以下	147,720 円
	2,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 以下	161,760 円
	10,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 以下	204,960 円
	50,000 m <sup>2</sup> 超 ～	347,520 円
その他	～ 1,000 m <sup>2</sup> 以下	171,480 円
	1,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以下	228,720 円
	2,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 以下	262,200 円
	10,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 以下	346,440 円
	50,000 m <sup>2</sup> 超 ～	636,960 円

※ 構造計算の適合性審査を要する建築物は、鉄骨造で階数が4階以上、鉄筋コンクリート造で高さ20m超等(建築基準法第20条参照)

3. 建築基準法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の場合、建築設備ごとに 15,000 円(小荷物専用昇降機については 7,000 円)を手数料とする。

4. 認定を受けた者が、1から3に係る変更認定申請を行う場合の手数料は以下のとおりとする。

- 1) 1. について、床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、表2に定める額とする。
- 2) 2. について、表2に定める額とする。
- 3) 3. について、建築設備ごとに 8,000 円(小荷物専用昇降機については 6,000 円)を手数料とする。